

公 示

次のとおり、公募します。

令和8年2月2日

支出負担行為担当官

福井労働局総務部長 小林 央

1 公募内容

- (1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第67条第1項の健康管理手帳の所持者に対する健康診断事業で、次の2に掲げる事業
- (2) 事業の趣旨
がんなど発病までの潜伏期間が長く、また、発病した場合に重篤な結果を起こす疾病に罹患するおそれのある特定の有害業務に従事したことのある離職者の健康管理を図ることを目的とする。

2 事業内容

以下の業務に従事していた者に対する健康診断

- (1) ベンジジン等業務関係
- (2) 粉じん業務関係
- (3) 塩化ビニル業務関係
- (4) 石綿業務関係
- (5) 1, 2-ジクロロプロパン業務関係
- (6) コールタール業務関係
- (7) オルト-トルイジン関係業務

3 委託事業の実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。）。
- (4) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 労働関係法令を遵守していること。

5 特殊な技術等の条件

医療機関で下記の選定基準等を満たしていること。

(1) 当該健康診断に関し専門的知識及び経験を有する医師が充員されており、当該医師がその健康診断の実施に当たること。特に、石綿業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断に関しては、日本呼吸器学会又は日本医学放射線学会の認定医又は専門医資格を有する医師が健康診断の実施に当たること。なお、石綿業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断の実施に当たる医師は石綿関連疾患の診断に関する研修を修了していることが望ましい。

(2) 臨床検査技師等当該健康診断に係る検査業務を円滑に遂行するために必要な者が充員されていること。

(3) 委託する健康診断の種類に応じ、次に掲げる業務に係る健康診断の実施に必要な設備が装備されていること。ただし、設備（遠心機、顕微鏡、標本染色用器具、細菌培養装置、原子吸光分光光度計、血球数計算盤及び自動血球計数機に限る。）については、他の一の衛生検査所等との業務委託契約によりこれを使用できる場合であって、当該業務委託契約において個人情報の適切な取扱いに係る内容が含まれていることが確認できた場合には、必要な設備が装備されているものとして差し支えない。

また、ウ、エ及びカの「気管支ファイバースコープ又は気管支鏡」及び「標本染色用器具」（以下「気管支ファイバースコープ等」という。）については、管内に1カ所以上の気管支ファイバースコープ等が装備されている委託医療機関を確保している場合は、気管支ファイバースコープ等が装備されていない委託医療機関による健康診断においても、装備されている委託医療機関を紹介することにより、気管支ファイバースコープ等を用いた検査を実施することができる体制を整備しているときは、この限りでない。なお、それぞれの設備はその目的に照らし必要な性能を有するものとし、例えばイのaのエックス線特殊撮影装置であれば、撮影又は撮像表示の性能等がじん肺の診断に必要な水準以上であること。

ア ベンジジン等業務関係

- a) 遠心機及び顕微鏡
- b) 標本染色用器具
- c) 膀胱鏡
- d) エックス線直接撮影装置
- e) 超音波検査装置、磁気共鳴画像検査装置又はエックス線特殊撮影装置

イ 粉じん業務関係

- a) エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- b) スパイロメーター及びフロー・ボリューム曲線記録装置
- c) 動脈血ガス分析装置
- d) 顕微鏡及び細菌培養装置
- e) 標本染色用器具

ウ 塩化ビニル業務関係

- a) 顕微鏡

- b) 標本染色用器具
- c) エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- d) 光電分光光度計
- e) シンチグラフィー撮影装置一式
- f) 血管造影器具

エ 石綿業務関係

- a) エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- b) 標本染色用器具
- c) 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

オ 1, 2 ージクロロプロパン業務関係

- a) 超音波検査装置、磁気共鳴画像検査装置又はエックス線特殊撮影装置

カ コールタール業務関係

- a) エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- b) 標本染色用器具
- c) 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

キ オルトートルイジン業務関係

- a) 遠心機及び顕微鏡
- b) 標本染色用器具
- c) 膀胱鏡
- d) エックス線直接撮影装置
- e) 超音波検査装置、磁気共鳴画像検査装置又はエックス線特殊撮影装置

(4) (公社)全国労働衛生団体連合会の行う総合精度管理事業に参加している等、精度管理に努めていること。

なお、別途、福井労働局長の定める契約条件に合意できることが、契約に際し必要となること。

また、必要に応じて、上記条件の確認のため、当該医療機関を訪問することがあること。

6 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示

この公募内容等の条件を満たしている者で、参加を希望する者は、以下により意思表示を行うこと。

(1) 意思表示期限

令和8年2月16日（月）午後5時15分まで

(2) 意思表示先

福井労働局労働基準部健康安全課 担当 西川（電話 0776-22-2657）

(3) 意思表示方法

上記意思表示先へ別紙1「健康管理手帳所持者又は船員健康管理手帳所持者に対する健康診断事業に係る公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について」を提出し選定基準等の確認を受ける。

文書を持参することとし、郵送する場合は簡易書留にて期日まで必着とすること。

電子ファイル、ファクシミリでの提出は受け付けない。

(4) 意思表示様式

意思表示先にて交付する。

7 契約

(1) 委託契約の締結

委託契約は、福井労働局と選定された者の代表との間で別紙2の契約書（例）に基づき締結することとなる。

ただし、選定された者が契約条件に合意しない場合には、委託契約の締結が出来ないものである。

(2) 委託費の支払

委託医療機関が当該健康診断を実施した月の翌月の15日までに指定の様式で健康診断に要した費用請求を行い、福井労働局が審査・確定した費用を支払う精算払となる。健康診断費の単価等については別紙3の「契約書第3条の規定に基づき福井労働局長の定めるべき事項」によるものとする。

8 再委託の制限

- (1) 委託契約の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会計法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 委託契約の一部を再委託（委託契約の目的となる行為を第三者に委託、請け負わることで、物品費等の支出は含まない。）する場合には、福井労働局長の承認を受けるものとする。

9 その他

- (1) 委託手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金
免除
- (3) 本事業の公募のために提出された書類の取扱
 - ア 提出された書類は返却しない。
 - イ 提出された書類は本事業の公募に関する目的以外には使用しない。
 - ウ 作成及び提出に係る費用は全て応募者の負担とする。

【本件担当、連絡先】

住所：〒910-8559 福井県福井市春山1丁目1-54
福井春山合同庁舎9階

担当：福井労働局労働基準部健康安全課 担当 西川

電話：0776-22-2657

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

福井労働局総務部長 小林 央 殿

所在地

名称

代表者職氏名

健康管理手帳所持者又は船員健康管理手帳所持者に対する健康診断

事業に係る公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について

当 は、貴局が公募する健康管理手帳所持者又は船員健康管理手帳所持者に係る健康診断のうち、 業務に従事していた者に対する健康診断事業に応募したいので、その旨を表示します。なお、当団体は下記記載の事項について相違ないことを申し添えます。

記

1 当団体は、予算決算及び会計令第70条の規定に該当する者ではありません。

2 当団体は、予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者ではありません。

3 当団体は、厚生労働省から業務等に關し指名停止を受けておりません。

4 その他

「特殊な技術等の条件」を満たすことを証明できる書面等（例：医師の医師免許証・認定証・研修修了証等の写し、臨床検査技師免許証等の写し、機械器具の存在及び使用状況等を示す文書（写しで可）・写真等）添付

（担当者）

氏名

TEL

契 約 書 (例)

支出負担行為担当官福井労働局総務部長 小林 央（以下「甲」という。）と（医療機関名及び代表者氏名）（以下「乙」という。）は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第67条第1項の健康管理手帳のうち、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第23条第○○号の業務に係る手帳又は船員健康管理手帳のうち、○○の業務に係る手帳（以下「手帳」という。）を所持する者（以下「手帳保持者」という。）に対する健康診断の実施に關し、次のとおり契約する。

第1条 甲及び乙は、ともに信義を重んじ、誠実に本契約を履行するものとする。

第2条 乙は、手帳保持者（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用事業場以外の事業場において有害業務に従事したことにより手帳を所持するに至った者（以下「労災保険の適用を受けない者」という。）を除く。）に対し、健康管理手帳又は船員健康管理手帳に係る健康診断を実施し、甲は、乙が当該健康診断の実施に要した費用を乙の請求に基づき支払うとともに、乙が手帳保持者で労災保険の適用を受けない者に対し健康診断を実施した場合には、必要に応じ、当該健康診断の実施に要した費用の支払いが適切に行われるよう関係機関と協議を行う。

第3条 前条の健康診断の実施方法、費用の額及び請求方法その他健康診断の実施に關し必要な事項は福井労働局長が定める。

第4条 この契約の保証金は、免除する。

第5条 この契約の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、契約締結日までに令和8年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

第6条 この契約書に別に定めるものを除き、乙がこの契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

第7条 乙は、業務の全部を第三者（乙の子会社（会計法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

第8条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が第7条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならぬ。

2 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めた場合はこれに応じなければならない。

第9条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式4の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、様式4の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。

（1）受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。

（2）事業参加者の住所の変更のみの場合。

（3）契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

第10条 甲は、乙が第5条の期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

第11条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、前条の規定にかかわらず、遅滞料を免除することができる。

第12条 乙は全ての業務完了後、甲の指定する検査職員に報告し、検査を受けなければならない。

2 乙は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

3 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

第13条 乙は、前条の検査終了後、第3条の規定により支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に対価を支払わなければならない。

第14条 甲は、自己の責に帰すべき事由により、前条第2項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

第15条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

第16条 乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

第17条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報、以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。

3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、又はその職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。

5 乙は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。

6 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告しなければならない。

第18条 この契約の当事者は2か月前までに予告すれば、これを解約することができる。

2 乙がこの契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められ

るときは、甲は何時でもこの契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させるものとする。

第19条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

第20条 甲は、乙の責に帰する事由により損害を受けたときは、乙にその損害を賠償させることができる。

- 2 乙は、この契約の履行に着手後、第18条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適當と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

第21条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第22条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第23条 乙は、前21条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたつ

ても該当しないことを確約する。

2 乙は、前21条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

第24条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が、下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第25条 甲は、第21条、第22条及び第24条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第21条、第22条及び第24条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

第26条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

第27条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

第28条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

（2）乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

（3）乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

第29条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基

づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第30条 この契約に定めるもののほか必要な事項については、隨時甲及び乙が協議して定める。

- 2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については福井地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第31条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第14条、第16条、第20条、第23条、第25条、第29条、第30条及び本条はなお有効に存続するものとする。

上記契約の証として、契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ1通ずつ所持するものとする。

令和8年4月1日

(甲) 福井市春山1丁目1-54福井春山合同庁舎
福井労働局
支出負担行為担当官
福井労働局総務部長

(乙)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

福井労働局総務部長 殿

名称

代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
福井労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

福井労働局総務部長 殿

名称

代表者氏名

履行体制図変更届出書

標記について、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

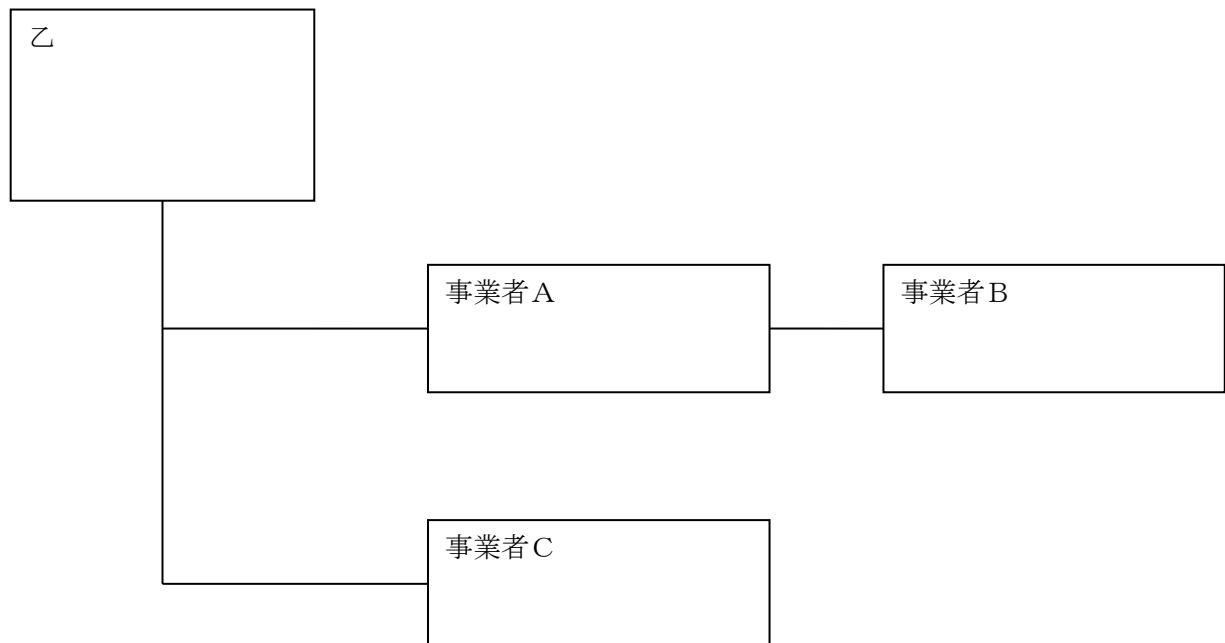
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A			
B			
C			



契約書第3条の規定に基づき福井労働局長の定めるべき事項

- 1 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第67条第1項の健康管理手帳のうち、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第23条第〇号の業務に係る手帳又は船員健康管理手帳のうち、〇〇の業務に係る手帳（以下「手帳」という。）の所持者（以下「手帳所持者」という。）に対する健康診断は、都道府県労働局長と委託医療機関との話し合いにより適切な時期を定め、実施するものとすること。
- 2 委託医療機関は、当該委託医療機関に所属する医師のうちから当該健康診断の実施に当たる医師を指名するものとすること。この場合において、委託医療機関は、指名しようとする医師について、都道府県労働局長に通知するものとすること。
- 3 委託医療機関は、都道府県労働局長から送付される手帳所持者名簿により、手帳所持者に対して健康診断の受診の案内を行うものとすること。
- 4 委託医療機関は、手帳所持者の健康診断により、再検査又は追加検査を行う必要が認められた者に対しては、当該健康診断の実施に当たる医師により、所見の説明等の必要事項の説明を行うものとすること。
- 5 委託医療機関は、手帳所持者ががん等の重度の疾病に罹患している可能性があり、次の15に定める手帳の種類ごとの健康診断の検査項目の範囲を超えた精密検査等を行う必要が認められた場合には、その精密検査等の必要性及び当該精密検査等は健康管理手帳又は船員健康管理手帳による健康診断の範囲外であることを手帳所持者に説明の上、本人の了解を得た上で医療保険等による精密検査等の実施又は他の医療機関の紹介等適切な措置を講ずること。
- 6 委託医療機関は、手帳所持者の行う受診旅費の請求について、手帳所持者に対し必要な指導を行うこと。
- 7 委託医療機関は、複数の業務に係る健康管理手帳所持者又は船員健康管理手帳所持者（以下「複数手帳所持者」という。）の健康診断については、できる限り同じ委託医療機関において同時に実施するよう配慮すること。
- 8 複数手帳所持者が、同じ委託医療機関において、複数の業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断を受ける場合であって、放射線被ばくを伴う検査（エックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。）、胸部らせんCT検査又は特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査をいう。以下同じ。）が重複するものの、3月以内に実施された検査の結果が確認できるときは、当該検査の実施を省略して差し支えないこと。
- 9 複数手帳所持者が、異なる委託医療機関において、複数の業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断を受ける場合であって、放射線被ばくを伴う検査が重複するものの、先に受診した委託医療機関において作成された、当該検査の結果に係る文書（写真を含む。ただし、3月以内に実施された検査の結果に係るものに限る。）が後に受診する委託医療機関に対して提供される場合には当該検査の実施を省略して差し支えないこと。
- 10 委託医療機関は、40歳未満の手帳所持者に胸部らせんCT検査又は特殊な撮影法によ

る胸部エックス線写真による検査を実施する際には、放射線被ばくのリスクについての説明を行い、当該検査の必要性が放射線被ばくの不利益を上回ると判断される場合に実施すること。

- 11 委託医療機関は、胸部らせんCT検査又は特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査を実施する場合は、放射線被ばくを考慮して低線量らせんCTであることが望ましいこと。
- 12 委託医療機関は、石綿業務に係る手帳所持者のうち、両肺野に不整形陰影のある者が、粉じん業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳を所持していないことを把握した場合は、じん肺管理区分決定を申請するよう案内し、じん肺管理区分が管理2又は管理3と決定された者に対しては、粉じん業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の申請に関する案内を行うこと。
- 13 委託医療機関が健康診断に要した費用（契約書第2条に規定する労災保険の適用を受けない者に係る費用を除く。）の請求を行う場合は、当該健康診断を実施した月の翌月の15日までに「健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求書」（様式第1号）及び「健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求内訳書」（様式第2号）を都道府県労働局長に提出して行うものとすること。
- 14 健康診断費の支払は、請求のあった日から30日以内に行うものとすること。
- 15 健康診断費の単価は、次のとおりであること。

（1）ベンジジン等業務関係

- ① 問診、尿中の潜血検査及び尿沈渣検鏡の検査を行ったもの 6,500円
- ② 尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査を行った場合は4,000円を加算する。
- ③ 膀胱鏡検査を行った場合は8,400円を加算する。
- ④ 腹部の超音波による検査を行った場合は6,400円を、尿路造影検査を行った場合は8,700円を加算する。

（2）粉じん業務関係

- ① 問診及び胸部のエックス線写真の検査を行ったもの 7,400円
- ② 肺機能検査でスパイロメトリー及びフローボリューム曲線の検査を行った場合は3,200円を、動脈血ガス分析検査を行った場合は4,500円を加算する。
- ③ 結核精密検査で結核菌検査を行った場合は4,400円を、蛍光抗体法による細菌顕微鏡検査を行った場合は600円を、特殊撮影による胸部のエックス線検査のうちで側面像の単純撮影を行った場合は2,000円を、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を若しくはそれ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を、赤血球沈降速度検査を行った場合は1,500円を又はツベルクリン反応検査を行った場合は900円を加算する。
- ④ 肺結核以外の合併症の検査で、結核菌検査を行った場合は4,400円を、蛍光抗体法による細菌顕微鏡検査を行った場合は600円を、喀痰細胞診を行った場合は4,000円を、特殊撮影による胸部のエックス線検査のうちで側面像の単純撮影を行った場合は2,000円を、斜位像の単純撮影を行った場合は2,000円を、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影

を行った場合は5, 700円を又は気管支造影を行った場合は9, 500円を加算する。

(3) 塩化ビニル業務関係

- ① 問診、胸部のエックス線写真及び血液検査（血清ビリルビン、GOT、GPT及びALP）の検査を行ったもの 10, 100円
- ② 血小板数の検査を行った場合は400円を、γ-GTPの検査を行った場合は200円を、ZTTの検査を行った場合は200円を、ICGの検査を行った場合は1, 200円を、LDHの検査を行った場合は200円を、血清脂質の検査を行った場合は1, 000円を加算する。
- ③ 特殊な撮影法による胸部のエックス線写真の検査のうちで、コンピュータ断層撮影を行った場合は19, 200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5, 700円を加算する。
- ④ 肝又は脾のシンチグラムの検査を行った場合は16, 000円を加算する。
- ⑤ 中枢神経系の神経医学的検査を行った場合は4, 900円を加算する。

(4) 石綿業務関係

- ① 問診及び胸部のエックス線写真の検査を行ったもの 7, 400円
- ② 特殊な撮影法による胸部のエックス線写真の検査のうちで、コンピュータ断層撮影を行った場合は19, 200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5, 700円を加算する。
- ③ 咳痰の細胞診を行った場合は4, 000円を加算する。
- ④ 気管支ファイバースコピ一検査を行った場合は30, 000円を、気管支鏡検査を行った場合は6, 000円を加算する。

なお、医師が必要であると認めて生検及び病理学的検査を行った場合は、更に14, 400円を加算する。

(5) 1、2ージクロロプロパン業務関係

- ① 問診及び血液検査（総ビリルビン、GOT、GPT、ALP及びγ-GTP）を行ったもの 8, 300円
- ② 腫瘍マーカーの検査を行った場合は3, 500円を加算する。
- ③ 腹部の超音波検査を行った場合は6, 400円を加算する。
- ④ 特殊な撮影法による腹部のエックス線写真の検査のうちで、腹部コンピュータ断層撮影を行った場合は19, 200円を加算する。
- ⑤ 腹部の磁気共鳴コンピュータ断層撮影を行った場合は3テスラ以上の機器による場合は22, 200円を、1. 5テスラ以上3テスラ未満の機器による場合は21, 400円を、それ以外の機器による場合は16, 800円を加算する。

(6) コールタール業務関係

- ① 問診及び胸部のエックス線写真の検査を行ったもの 7, 400円
- ② 特殊な撮影法による胸部のエックス線写真の検査のうちで、コンピュータ断層撮影を行った場合は19, 200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5, 700円を加算する。
- ③ 咳痰の細胞診を行った場合は4, 000円を加算する。

④ 気管支ファイバースコピ一検査を行った場合は30,000円を、気管支鏡検査を行った場合は6,000円を加算する。

なお、医師が必要であると認めて生検及び病理学的検査を行った場合は、更に14,400円を加算する。

⑤ 皮膚の病理学的検査を行った場合は16,400円を加算する。

(7) オルトートルイジン業務関係

① 問診、尿中の潜血検査及び尿沈渣検鏡の検査を行ったもの 6,500円

② 尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査を行った場合は4,000円を加算する。

③ 膀胱鏡検査を行った場合は8,400円を加算する。

④ 腹部の超音波検査による検査を行った場合は6,400円を、尿路造影検査を行った場合は8,700円を加算する。

(8) その他

① 委託医療機関が、健康診断受診者の同意を得て、追加検査、精密検査若しくは治療又は他の業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断に使用することを目的として、診療状況を示す文書を添えて他の医療機関へ紹介した場合は、紹介する側の委託医療機関において3,000円を加算する。また、紹介する側の委託医療機関において、画像の貸与料又はコピー料を定めている場合には、当該貸与料またはコピー料を加算する。

② 気管支ファイバースコピ一検査又は気管支鏡検査を目的として紹介を受けた委託医療機関においては、他の委託医療機関より画像が提供された場合は、紹介を受けた委託医療機関において、問診の単価5,400円に加え、その画像の診断料として、頭部又は胸部のエックス線直接撮影の場合は1,000円を、コンピュータ断層撮影の場合は5,400円を、それ以外の断層撮影の場合は1,200円を加算する。

③ 前記8において、複数の業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断を異なる時期に実施し、後に実施する健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断で放射線被ばくを伴う検査を省略する場合については、後に実施する健康診断の問診の単価を5,400円とする。

④ 前記9において、放射線被ばくを伴う検査を省略する場合は、先に受診した委託医療機関においては、当該検査の結果に係る文書の作成料として3,000円を加算し、画像の貸与料又はコピー料を定めている場合は、当該貸与料又はコピー料を加算する。後に受診する委託医療機関においては、先に受診した委託医療機関より画像が提供された場合は、問診の単価5,400円に加え、その画像の診断料として、胸部のエックス線直接撮影の場合は1,000円を、コンピュータ断層撮影の場合は5,400円を、それ以外の断層撮影の場合は1,200円を加算する。

⑤ 健康診断の受診日時の調整、案内及び健診結果通知等に伴う事務費相当分として、健康診断実施者1人当たり1,000円を加算する。

⑥ 公示5(3)による委託医療機関と衛生検査所等の間の業務委託契約に基づき、当該衛生検査所等が健康診断の一部を実施しても差し支えないものとする。ただし、

衛生検査所等が行う場合の健康診断費は業務ごとに定められた健康診断費の合計金額の2分の1未満とすることとし、その費用については、委託医療機関が適切に支払うこと。

16 委託医療機関が健康診断に要した費用のうち、契約書第2条に規定する労災保険の適用を受けない者に係る請求については、「健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施の運営について」（平成25年9月26日付け基発0926第4号 厚生労働省労働基準局長通達）記の6の(2)に掲げる区分（※）のとおり行うものとし、その支払については、当該請求の相手方の定めるところによるものとする。

※

区分	健康診断費及び受診旅費の請求先
旧国鉄職員であった者	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
地方公務員であった者	関係地方公共団体
旧郵政職員であった者	平成19年9月30日以前に退職した者 日本郵政株式会社 平成19年10月1日以降に退職した者 日本郵政グループ 関係各社
造幣局職員であった者	独立行政法人造幣局

様式第1号

健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求書

福井労働局長 殿

請求金額					千			円
------	--	--	--	--	---	--	--	---

ただし _____ ほか _____ 名に対する健康管理手帳に係る健康診断費
内訳は次のとおり

健康診断の種類	内訳書添付枚数	健康診断費請求額
	枚	円
	枚	円
	枚	円
	枚	円
	枚	円

上記の健康診断費は、下記口座へ振り込んでください。

(ふりがな) 振込先口座名義人			
振込先銀行名	銀 行 信用金庫 組 合 農 協	本 店 支 店 出張所	
預金種別	普通・当座	口座番号	第 号

上記の金額を請求します。

令和 年 月 日

請求人の（委託医療機関）_____

責任者氏名 _____

電話番号 () — —

注) 1 請求金額の頭部には、「¥」の文字をつけてください。

2 健康診断の種類の欄には、ベンジジン、ベーターナフチルアミン、じん肺、クロム酸等、砒素、コールタール、ビス（クロロメチル）エーテル、ベリリウム、ベンゾトリクロリド、塩化ビニル、石綿、ジアニシジン若しくは1,2-ジクロロプロパン若しくはオルト-トルイジン又は船員じん肺若しくは船員石綿の別を記入してください。

健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求内訳書

(種類)

委託医療機関の番号	第 号	委託医療機関の名称		
支払者名	健康管理手帳の番号	健康診断実施年月日	支 払 額	健康管理手帳交付局名
	第 号	年 月 日	円	局
健康診断受診者氏名				(才)

健 康 診 断 の 内 容		金 額		適 用
検査項目		円		
その他				
合 計				

(種類) の欄には、ベンジジン、ベーターナフチルアミン、じん肺、クロム酸等、砒素、コールタール、ビス(クロロメチル)エーテル、ベリリウム、ベンゾトリクロイド、塩化ビニル、石綿、ジアニシジン若しくは1, 2-ジクロロプロパン若しくはオルト-トルイジン又は船員じん肺若しくは船員石綿の別を記入すること。